

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人高崎商科大学
②設置大学名称	高崎商科大学
③担当部署	法人本部 経営企画課
④問合せ先	027-347-3366 、 soumu@uv.tuc.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026年5月28日（理事会承認日）
⑥点検結果の公表日	2026年6月1日（HP公表日）
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

高崎商科大学短期大学部を含む

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的については、学生便覧や保護者ガイドブック等にも明示している。対外的には、大学ホームページにおいて公表している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP) および「入学者受入れの方針」(AP) は、一貫性をもって策定されており、相互に密接に関連している。 また、アセスメント・ポリシーに基づき、これら3ポリシーの整合性、各ポリシーの適切性、および DP の達成度について、委員会組織等において定期的に検証を行っており、実質的に機能している。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学協議会が教学マネジメントを担い、教育課程の編成に関する全学的方針を策定している。 また、教員等の人的資源の配置や、インスティテューショナル・リサーチ (IR) に基づくデータを活用し、教育課程および学修成果等の検証を定期的実施している。 学位の授与、入学および課程修了、学生の賞罰等の重要事項については、教授会において審議している。 さらに、教授会の下部組織として教務委員会やカリキュラム検討委員会等を設置しており、それぞれの役割と権限を明確化している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	センターや委員会組織には必ず教員と職員の双方が配置されている。教学マネジメントを担う大学協議会や、教育に関する重要事項を審議する教授会にも事務局長及び事務局次長が配置されている。また、事務職員が学長補佐となり学長を補佐しており、組織内の教職協働体制は確立されている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に関する基本方針は、中期計画に明示している。 同計画には、本学園が求める人材像も示されており、組織内における人材育成の方向性が共有されている。 年次計画はスタッフ・ディベロップメント (SD) 推進委員会が策定し、同委員会を中心に推進している。

	また、事務局においても各部署が主体となり勉強会等を実施しており、資質向上に向けた取組を積極的に推進している。
--	--

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>学園全体の中期計画は、寄附行為の定めに基づき策定している。</p> <p>現在は「第 3 期中期計画（2025～2029）」を運用しており、年度初に開催される全学会議において、学部長より内容の説明が行われている。</p> <p>中期計画の各項目には具体的な行動内容および担当部署を明記している。</p> <p>また、センターおよび委員会においては、中期計画をブレイクダウンした年度計画を策定し、年度末に活動報告を実施することで、計画の着実な実行体制を確立している。</p>
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	<p>中期計画実現のため、年度終了後にはその進捗状況の確認が行われている。進捗状況管理表は 5 月の理事会にて共有されており、また毎年 9 月に全教職員参加の下で行われる全学会議においても進捗状況の共有がなされている。</p>

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>建学の精神および教育理念、ならびに産業界のニーズを踏まえ、学部の学修成果およびディプロマ・ポリシー（DP）を定めている。</p> <p>また、学修成果の修得と DP の達成に向け、カリキュラム・ポリシー（CP）を策定し、さらに CP に基づき適切な学生を選抜するため、アドミッション・ポリシー（AP）を定めている。</p> <p>これら 3 つのポリシーは一貫性をもって策定されており、社会の要請に応える人材を育成する体制を整備している。</p> <p>加えて、社会の急速な変化に対応するため、毎年度、アセスメント・ポリシーに基づき DP の適切性を検証している。</p> <p>さらに、外部評価委員会において毎年意見聴取を行い、その結果を教育に反映している。</p>
実施項目 2 - 1 ②	説明

社会貢献・地域連携の推進	<p>本学では社会連携センターを設置しており、地域連携、企業連携、そして高大連携を積極的に推進している。地域連携活動においては、自治体や地域の団体、地域の教育機関と連携し、社会貢献活動として様々な取組みを実施しており、地域社会からも一定の評価を得ている。</p> <p>また、社会連携センターにおいて学内競争的資金の位置づけで地域志向研究費の制度を設けており、毎年度一定数の教員が当該研究費を活用し、地域での研究や教育活動を展開している。</p>
---------------------	---

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>学園が定める「第3期中期計画 2025-2029」において、「本学園が求める人材像」を明記している。その中に「多様性を理解し、他者を尊重できる」と記載があり、全教職員に対して多様性を受容する姿勢を求めている。コンプライアンスに関する研修も定期的実施しており、また人事考課においては、その研修会にて国籍やジェンダー、障害の有無等によって評価が左右されないことを強く求めている。</p> <p>事務職においては、短時間勤務や就業時刻変更を選択可能としており、働き方のダイバーシティを意識した労働環境の整備を行っている。なお、就業時刻変更の利用者の2/3が男性であることから、男性の家庭参画に配慮した体制が整備されている。</p>
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	<p>理事には女性1名が含まれているものの、全体に占める割合は依然として低い水準にある。</p> <p>一方で、女性の管理職登用は着実に進んでおり、センター長4名のうち1名、事務局の課長7名のうち3名が女性である。</p> <p>今後は、役員を含めたさらなる女性登用の推進に努める。</p>

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>理事の人材確保については、スキルマトリックスの考え方をもち方向性を定めている。スキルマトリックスの導入は現在検討中であるが、大学運営や経営判断に必要とされる知識やスキル、経験に着目した理事の選任を心がけている。</p>

	選任過程については、寄附行為に理事選任機関の構成員、理事の選任、理事の資格について明記されており、選任過程の透明性は確保されている。また、理事選任機関が理事を選任する際はあらかじめ評議員会の意見聴取を経るなどの定めも明記されており、その公正性についても配慮されている。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会には常に監事が出席しており、理事の職務執行状況を監査している。また理事長及び常務理事は全ての理事会及び評議員会にて職務執行状況の報告を行っており、評議員は職務執行状況に対して意見を述べている。 評議員会には全ての常任理事が同席している。各常任理事より都度職務執行状況及び各学校の状況説明を行っており、評議員会との協働体制は確立している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事長及び常務理事は全ての理事会にて職務執行状況及び各学校の活動についての報告を行っており、理事への情報提供は円滑に行えている。 毎年理事及び監事、評議員に対する研修機会を設けている。2025年度は11月に私学法の改正及び内部統制システムをテーマとしたボード・デベロップメント(BD)研修を実施している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任については、寄附行為に監事の選任及び資格、任期について明記されており、選任に関する手続きについても「評議員会の決議によって選任する」ことや、「監事の選任に関する議案は事前に監事の過半数の同意を得る」等、明確に規定されている。 会計監査人についても同様であり、寄附行為に会計監査人の選任及び任期、選任に関する手続きが明記されている。また「評議員会の決議によって選任する」旨や「理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する」旨が明記されており、選任過程の透明性は確保されている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	会計監査人による監査結果は速やかに監事へ共有している。また、内部監査の結果についても同様に共有している。 今後は、三者間の連携を一層強化するため、直接的な

	コミュニケーションの機会を設ける予定である。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	前述のとおり、毎年理事及び監事、評議員に対する研修機会を設けている。2025年度は11月に私学法の改正及び内部統制システムをテーマとしたボード・デベロップメント (BD) 研修を実施している。 また監事については、毎年文部科学省主催で行われている学校法人監事研修会への参加を促している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性及び構成割合についての考え方は、寄付行為に明記されており、法人職員から3名、法人が設置する学校を卒業した者から2名、学識経験者から4名の合計9名としている。また選任過程についても、法人職員らの3名は理事会において選任、卒業生2名及び学識経験者4名は評議員会において選任と明確にされており、その透明性は確保されている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会には監事が必ず出席し、意見を述べている。評議員会の議長も互選にて選出している。また、議案の審議の都度、議長より各評議員に発言が求められており、評議員会運営の透明性は確保されている。 評議員会には理事長をはじめとする全ての常任理事が同席している。各常任理事より都度職務執行状況及び各学校の状況説明を行っており、理事会との協働体制は確立している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	理事長及び常務理事は全ての評議員会にて職務執行状況及び各学校の活動についての報告を行っており、評議員への情報提供は円滑に行っている。 また、前述のとおり、毎年理事及び監事、評議員に対する研修機会を設けている。2025年度は11月に私学法の改正及び内部統制システムをテーマとしたボード・デベロップメント (BD) 研修を実施している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	防災対策については、危機管理マニュアル等を策定し、毎年教職員及び学生に対し防災訓練を実施している。情報セキュリティ対策については、「情報セキュリティポリシー」及び「情報ネットワーク管理・運用規程」を策定し対応している。

	事業継続計画を含む形で「リスク管理規程」を整備しており、危機管理体制の整備に努めている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令順守については「勤務規程」及び「コンプライアンス規程」に明確に定めており、教職員には定期的な倫理研修を実施している。また「公益通報者の保護等に関する規程」や「ハラスメント防止に関する規程」、「内部監査規程」等を定め、学内に通報窓口を設置し、ハラスメント相談員を配置する等、コンプライアンス遵守のための体制整備を積極的に行っている。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令に基づく教育・研究に関する情報および学校法人に関する情報については、大学ホームページ、自己点検・評価報告書、学園誌等を通じて公表している。財務情報については、「財務情報公開に関する規程」に基づき公開している。また、IR や SD の活動、国内外の連携先に関する情報等についても自主的に公表し、積極的な情報公開に努めている。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーに対する情報の公開について、主に大学ホームページの他、大学ポートレート、学園広報誌、保護者ガイドブック等を活用し、広く情報を公開している。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	